

# 令和5年度 建設産業振興策に関する 要望活動を実施

着実な社会資本整備の推進を図るための、公共事業予算の安定的な確保と切れ目のない計画的な発注、地域間格差を解消するための全国統一価格の設計労務単価や働き方改革の推進に係る週休二日制の実現、長時間労働抑制のための後期の設定とそれに見合った設計労務単価や諸経費の引き上げやICT活用による建設DXに向けた環境づくりをはじめ、災害対応や除雪など地域経済を支えている会員企業が健全で安定した経営ができる環境整備などを強く要望する内容とした建設産業振興策に関する要望活動を、10月16日(月)に吉村山形県知事、小林県土整備部長及び関係部課長、山形県議会森田議長に対して要望活動を行った。

要望内容は下記のとおり。



(吉村知事)



(要望風景)



(森田議長)



(要望風景)

# 令和5年度建設振興策に関する要望

## 1 公共事業予算の安定確保による豊かで安全・安心な県土づくり

### ①「社会資本整備重点計画」及び「国土強靱化実施中期計画」の計画的推進

県民生活の安全・安心の確保、持続可能な地域社会の形成、経済活動を支える基盤整備などにより豊かな地域社会をつくるため、「社会資本整備重点計画」及び「国土強靱化実施中期計画」を計画的に推進するとともに、地域の守り手として重要な役割を担う地域建設業が、その社会的使命を十分に発揮できるよう、将来に希望が持てる公共事業予算の計画的・安定的な確保をお願いします。

### ②高速交通ネットワークの早期整備とミッシングリンクの早期解消

山形県の高速道路の供用率は、計画の84%と全国の89%、東北の94%（本県を除く東北5県では96%）に対し、未だに低く、さらに多くのミッシングリンク区間や未整備の横軸道路を抱え十分な機能を発揮できない状況となっています。

大規模地震、梅雨前線や大型台風による豪雨災害が全国各地で頻発する中、自然災害から地域住民を守る命をつなぐ道として、また、本県の観光交流や経済活動の拡大、災害時の代替機能を確保するため、高速交通ネットワークの早期整備とミッシングリンクの早期解消を図られるようお願いします。

### ③地域経済を活性化するための機動的な予算措置と、切れ目のない工事発注

新型コロナウイルス感染症も4年目に入り、経済活動は徐々に正常さを取り戻しつつあるが、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安によるエネルギーコスト上昇等の影響を受ける中、地域建設業が担っている雇用の安定・確保、地域経済の活性化のため、景気動向に応じて公共事業の追加的予算措置を機動的に講じるとともに、切れ目のない工事発注をお願いします。

また、建設資材の価格上昇については、先行きが不透明な状況が続いており、市場価格の変動状況のきめ細やかな把握と、それを踏まえた適正な設計価格の設定を随時行うとともに、変動が著しい資材に係る設計変更、スライド条項の適用、適切な工期設定について柔軟な対応をお願いします。

## 2 建設業の生産性向上、働き方改革の推進、経営安定と人材確保

### ①建設DX等による生産性の向上・働き方改革の推進・新4Kの実現

ICT活用やバックオフィスなどの建設DXの推進による生産性向上や働き方改革の取り組みにより、「給料がよい・休暇がとれる・希望がもてる」に「かっこいい」を加えた新4Kへの転換を早期に進め、建設業の社会的地位や魅力を高めるとともに、適正な施工と品質の確保、経営の安定、人材の確保・育成などの建設業を巡る課題を解決していくため、品確法の趣旨を受発注者双方が理解を深めることが重要であり、発注者として品確法及びその運用方針の現場への浸透、公共事業発注者間の発注時期の平準化調整、自然環境など現場条件を加味した適正な工期設定、債務負担や繰越制度の活用による3月末に集中していた工期末の分散化、週休2日制工事に係る受注者負担の軽減、共通仕様書の見直しなどによる工事書類の削減などに引き続き取り組まれるようお願いします。

また、受注後の工事中断や技術者の長期留め置きが起きないように、発注前に工事に関わる関連機関との調整を完了させるとともに、変更協議が必要となった場合は、受発注者が対等な立場で速やかになされるようお願いします。

## ② 設計労務単価の改善

ここ数年間の賃金改定により普通作業員の設計労務単価が20,000円とピーク時（平成11年）の水準に戻る一方、建設業で生計を維持するには未だ十分な水準とはいえず、また、首都圏や東北域内でも太平洋側地域との間に大きな地域間格差が生じており、人口流出や若者の建設業離れ、建設業従事者の高齢化の進行に拍車がかかり、技術や技能の継承はもとより災害時の緊急対応など社会的使命を果たすことが困難な状況になりつつあります。

このような状況を改善するため、完全週休2日制においても建設業で働く人々とその家族の生活が守られる適正な収入が確保できるよう週休2日制を前提とした設計労務単価とするとともに、全国一律の設計労務単価により地域間格差が解消するよう、現行の労務費調査のあり方とともに、予算決算及び会計令の見直しを早急をお願いします。

## ③ 管理経費を含めた積算基準等の見直し

現行の施工歩掛は作業条件の実態が適切に反映されていないこと、工事の一部中止などに伴う技術者に係る人件費や現場の運営に必要な経費の増加が受注者の負担となることなど、実態と乖離があることから積算基準や施工歩掛について全面的な見直しを早急をお願いします。

また、技術者や事務部門の職員の給与水準の引き上げの経費が企業負担となっていることから、現場管理費等の見直しも合わせてお願いするとともに、2024年問題に対応する週休2日制の推進や長時間労働の抑制に取組むため、工期設定にあたっては、工事内容や規模などに加えて、工事に従事する者の休日や労働時間を考慮した、適正な工期となるよう積算基準の見直しをお願いします。

## ④ 入札契約制度の改善

予定価格の上限拘束性の廃止、一部の工事で実施されている工事予定価格の事前公表の速やかな廃止とともに、ダンピング防止による経営の安定化、目的物の品質確保、労働災害防止を図るために低入札調査基準価格及び最低制限価格について、一般管理費の国土交通省並みの改定による一段の引き上げ、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに対応していない市町村の入札制度の改善を早急に進めるようお願いいたします。

地域の安全・安心の守り手としての役割を担う協会会員企業の受注機会の確保及び優先的な工事発注を推進し、不調不落を未然に防ぐため、工事種別等級区分の見直しによる発注ロット拡大などの制度拡充をお願いします。

公共工事の総合評価落札方式では、会員企業の一層確実な評価充実が図られるよう、引続き加点対象項目や評価内容の見直しを進めるようお願いいたします。

## ⑤ 建設残土の適切な処理の推進

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機とした、危険な盛土を規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」の改正と合わせ、建設発生土の適正な再利用を図るため「資源有効利用促進法」の改正も行われたところです。

「資源有効利用促進法」では、公共工事発注者には指定利用等の原則実施と適正な経費計上、受注者には再生資源利用促進計画の対象の拡大と強化、ストックヤード運営事業者には登録制度の創設など、建設発生土の搬出先の明確化が図られるよう取組み強化が行われました。

このことから、発注者におきましては、流用先の事前調整や処分地の指定、建設発生土リサイクルプランの活用、運搬処理に係る適切な費用計上などの取組みの強化をお願いします。

## ⑥ 建設業振興に向けた支援

社会資本の整備や維持管理、地域経済の活性化や雇用の確保、災害復旧などの役割を担う地域建設業に対する正しい理解と評価が得られるよう「建設業の振興」という観点から政策目標を示し、技術力や経営力の強化支援策、人材の確保・育成策などに取組むとともに、長期的・総合的な視野をもった戦略的広報に取組まれるようお願いします。

また、建設業に係る就業者不足対策、生産性向上、多様な人材活用などを進めるためには、建設DX・ICT活用による「i-Construction」を推進していく必要があるが、一方、建設DXに係る人材育成やソフトウェア導入、ICT機器整備と技術者の育成、ICT建設機械の調達など受注者の態勢整備には多額の初期投資が必要なため、発注者においては、計画的で安定した予算と工事の確保、降雪期や荒天時の対応、小規模工事における技術開発と適正な積算など、地域建設業が無理なく取組めるような導入環境の整備をお願いします。

## 3 道路除雪に係る人材確保と経営安定への支援

### ① 除雪体制の確保

少子高齢化による担い手不足が深刻な建設業において、厳しい労働条件下にある除雪オペレーターの確保は深刻な課題であり、将来、道路除雪の実施が困難となる地域が発生することが懸念されています。

このことから、道路除雪事業については、複数年契約や維持管理業務との統合による除雪オペレーターの安定的な雇用、路線の交通量や種別または各付けに応じた除雪頻度や単独オペレーター体制の検討、市町村道も含めたエリア除雪体制や地域維持型契約方式の導入など、中長期的な視点で除雪体制のあり方について検討を進めるようお願いします。

### ② 人材確保への支援

道路除雪オペレーターは、季節雇用により確保される人材も多いことから、就農人口の減少などにより新たな担い手の確保が大変困難な状況にあり、将来、道路除雪の実施に深刻な影響及ぼすことが危惧されます。新たな担い手確保の取組みについて、さらなる支援の強化を行うとともに、受託者任せとなっているオペレーター確保について、発注者としても能動的に取組まれるようお願いします。

特に、除雪機械のオペレーターは、深夜からの機材の準備、住民対応、家族の協力など大きな負担となっており、このような、特殊な状況におかれているオペレーターにとって、魅力ある報酬が得られるような設計労務単価に改めないかぎり、担い手確保の改善には繋がらないと考えられますので、歩掛かりの抜本的な改正をお願いします。

### ③ 経営安定への支援

地域の建設業が将来も継続的に地域の安全安心の守り手として、安定した経営のもと確実な除雪体制を確立していくため、少雪時の人件費など経常経費の補填制度創設、待機補償運用基準や除雪機械の車両管理費の見直し、貸与除雪機械の修理費用の負担軽減、クレーム対応など、道路除雪業務に係る総合的な支援をお願いします。

## 4 建設業の資金繰り支援

### ① 前金払制度等の手続きの簡素化

国、山形県及び県内全市町村で導入されている中間前金払制度は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 22 条の規定に基づく「発注者関係事務の運用に関する指針」では、下請業者や労働者等に対する円滑な支払いを促進するため、「既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続きの簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境整備に努める」とされております。

本制度の利用に係る認定手続きの簡素化はもとより、適用基準が前金払制度の適用基準と乖離している発注者においては、同水準まで緩和するようお願いします。

### ② 電子保証の導入

令和4年5月から国土交通省で取扱いを開始した「電子保証」は、前払金保証、契約保証の手続きがインターネットで出来るため、保証証書提出のための移動時間の削減、事務負担の軽減、業務効率化につながっており、山形県内における同省発注工事においてはすでに大部分の受注者が電子保証を利用しております。つきましては、山形県及び市町村においても、「電子保証」を早期に導入されますようお願いします。

### ③ 地域建設業経営強化融資制度の導入促進

地域建設業経営強化融資制度は、公共工事の受注者が、発注者に対して有する工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられる制度です。

本制度は、発注者が債権譲渡を承諾することにより、受注者自らが資金調達を行うため、発注者にとっては財政負担がなく、受注者にとっては工事代金の早期資金化が可能となるなど双方にとってメリットのある制度です。

国土交通省は、平成20年度に同制度を創設して以来、制度の普及拡大に努めてきたが、建設企業の資金調達の円滑化及び資金調達手段の多様化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、令和2年度末までとなっていた同制度の事業期間を、令和7年度末までさらに5年間延長したところです。

つきましては、未導入の市町村においては、地元建設企業の資金繰りの円滑化に係る本制度を早期に採用するようお願いします。